

①国名	中華人民共和国 People's Republic of China (CN)				
②名称	国家知識産権局: China National Intellectual Property Administration (CNIPA)				
③所在地	6, Xitucheng Lu Jimenqiao Haidian District 100088 Beijing				
④連絡先	(電話) (86 10) 62 35 66 55 (FAX) (86 10) 62 01 94 51 (E-mail) pct_affairs@cnipa.gov.cn (internet) https://english.cnipa.gov.cn/				
⑤組織の長	CNIPA Commissioner: Mr. SHEN Changyu (申長雨)				
⑥沿革	<p>(1) 第6期(1984年)全国人民代表大会常務委員会第4回会議で「中華人民共和国専利法」が審議決定され、1985年4月1日から施行された。専利法は特許・実用新案・意匠の総称である。</p> <p>(2) 1985年3月15日に中国はパリ条約に加盟した。</p> <p>(3) 1989年に集積回路に関する知的財産に関する条約の締結国となり、2001年10月1日に施行された。</p> <p>(4) 1992年に第一次改正専利法が公布され、1993年1月1日に施行された。</p> <p>(5) 1994年1月1日に「特許協力条約(PCT)」に加盟した。</p> <p>(6) 2000年に第二次改正専利法が公布され、2001年7月1日に施行された。</p> <p>(7) 2001年12月20日にコンピュータソフトウェア保護条例が公布され、2002年1月1日に施行された。</p> <p>(8) 2003年2月1日に中国専利法実施細則が改正、施行された。</p> <p>(9) 2008年12月27日に第三次改正専利法が公布され、2009年10月1日に施行された。</p> <p>(10) 2010年2月1日に中国専利法実施細則及び同法審査指南が施行された。</p> <p>(11) 2021年6月1日に中国改正専利法が施行された。</p> <p>(12) 2022年5月5日に意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟した。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、半導体集積回路の回路配置の保護、不正競争防止、営業秘密				
⑩加盟条約	WIPO 1980/6/3	ベルヌ 1992/10/15	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1985/3/19	PLT	レコード保護 1993/4/30	ローマ
	ロカルノ 1996/9/19	TLT		WCT(著作権) 2007/6/9	WPPT(演奏及びレコード) 39242
	ブタペスト 1995/7/1	ロンドン条約	ヘーグ ヘーグ条約	ジュネーブ条約 2022/5/5	リスボン
	マドリッド(標章) 1989/10/4	マドプロ 1995/12/1	PCT 1994/1/1	ロカルノ 1996/9/19	ニース 1994/8/9
	ストラスブール 1997/6/19	ウィーン	WTO 2001/12/11		

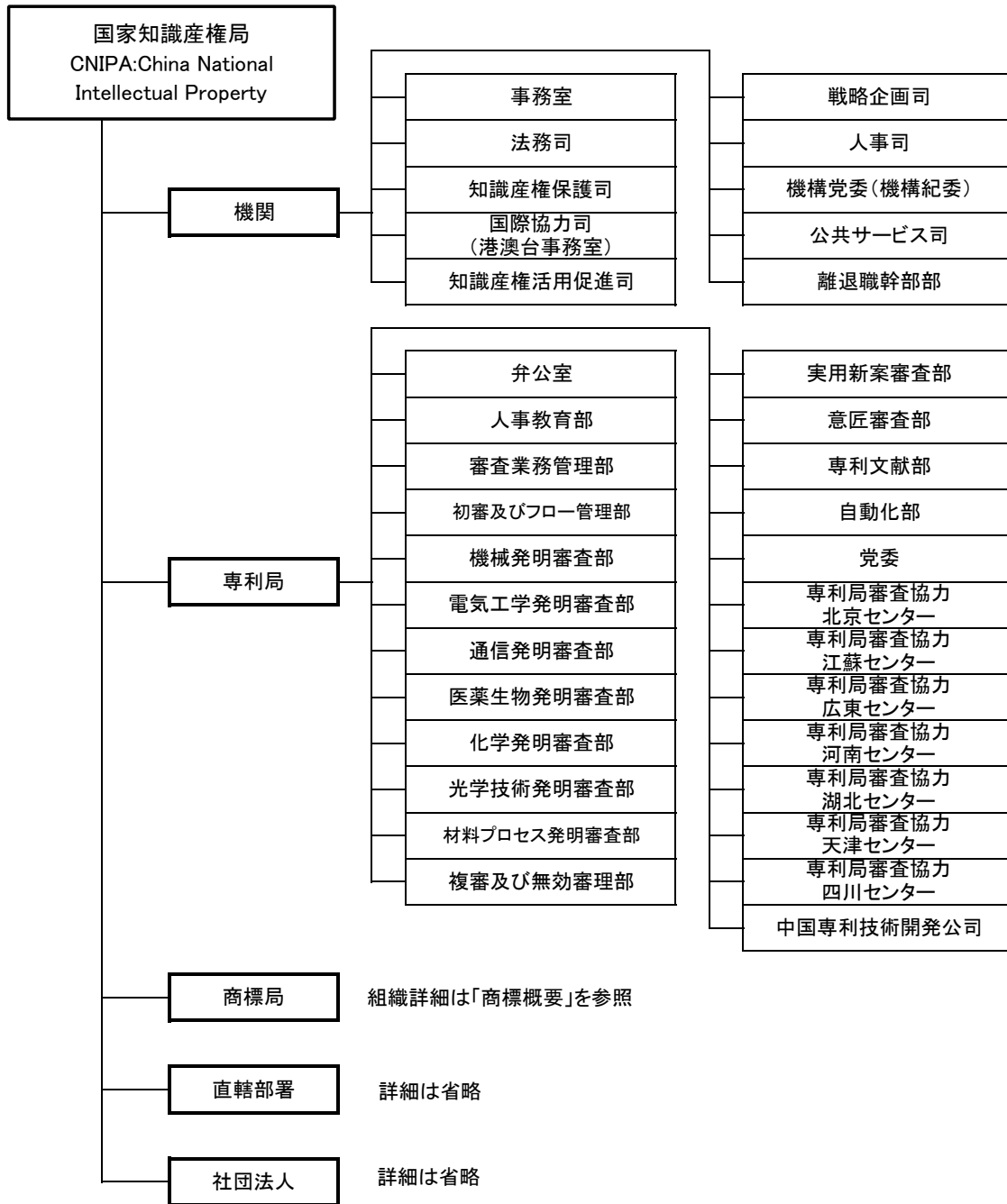
①国名	中華人民共和国 People's Republic of China (CN)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,400,661	1,497,159	1,585,663	1,619,268
		(内 外国出願)	157,093	152,342	159,019	154,663
		(内 日本から)	48,867	47,862	47,010	45,259
		(内 PCTルート)	89,249	87,954	93,608	87,416
	実用新案	全数	2,268,190	2,926,633	2,852,219	2,950,653
		(内 外国出願)	8,425	7,759	7,664	6,514
	意匠	全数	711,617	770,362	805,710	796,211
		(内 外国出願)	19,846	18,023	19,853	18,487
		(内 日本から)	3,949	3,424	3,495	3,604
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	452,804	530,127	695,946	798,347
		(内 外国出願)	91,885	89,436	111,055	102,756
		(内 日本から)	30,401	28,955	34,853	33,301
		(内 PCTルート)	56,376	56,918	71,809	68,010
	実用新案	全数	1,582,274	2,377,223	3,119,990	2,804,155
		(内 外国出願)	8,069	8,572	8,047	8,106
	意匠	全数	556,529	731,918	785,521	722,004
		(内 外国出願)	17,247	20,359	18,443	12,400
		(内 日本から)	3,558	4,067	2,986	2,323
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

中華人民共和國
People's Republic of China (CN)

②組 織

<組織図> 専利局は、國務院(State Council)の下、国家知識産権局(CNIPA)の下部組織



(出典): CNIPA HP (2022年10月13日時点)
URL: <https://www.cnipa.gov.cn/col/col3/>

CNIPAの國務院直属は2023年3月10日告示
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/11/content_5745977.htm

①国名	<p style="text-align: center;">中華人民共和國 People's Republic of China (CN)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2020年改正、2021年6月1日施行
		(特許・実用新案・意匠を総称して専利といい、専利法で規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された特許権は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	特許協力条約(PCT)締約国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(法人、自然人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは専利代理機構に委任しなければならない。 (専利法第18条)
	⑦出願言語	中国語。 (専利法実施細則第3条、第39条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日から20年。 出願日から4年及び審査請求日から3年を経過して特許された場合、特許権者の請求により審査における不合理な遅延期間を補償するが、特許権者に起因する不合理な遅延は除外する。 新薬承認にかかった期間は特許権者の請求により存続期間の補償を与える。補償期間は5年を超えず、特許権の合計存続期間が14年を超えないものとする。 (専利法第42条、第39条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (専利法第22条)
	⑩グレース・ペリオド	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。 (1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めてなされた開示 (2) 中華人民共和国政府が主催又は承認する国際博覧会における初めてなされる展示 (3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。 (4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。 (専利法第24条)
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学的発見 (3) 知能活動の規則及び方法 (4) 疾病の診断及び治療方法 (5) 動物及び植物の品種 (6) 原子核変換の方法及び原子核変換の方法を用いて得られる物質 (7) 不法に入手又は取得した遺伝資源により完成された発明。 (専利法第5条、第25条(1)~(5))
	⑫実体審査の有無及び審査項目	有。審査対象の出願と同一の発明について対応外国出願が行われている場合には、CNIPAは当該外国出願の審査に関する情報の提供を求めることができる。正当な理由なく提供しないとき取下げたものとみなされる。具体的には、外国特許庁でされた調査報告書及び拒絶理由通知並びにそれに対応して出願人が提出した補正書、審査時に審査官が提示した引用文献が含まれる。CNIPAにおいては、提出された文書を考慮して更に先行技術調査を行う。 (専利法第36条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日(優先権があるものは優先日を指す)から3年以内に行わなければならない。なお、國務院専利行政部門は必要と認めるときは、審査請求がなくても、独自に発明特許の出願について実体審査を行うことができる。 (専利法第35条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (専利法第34条)
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、公開日から権利付与の公告日まで何人も意見書を提出することができる。 (専利法実施細則第48条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許権付与の公告の日から無効審判を請求することができる。 (専利法第45条)
	⑱実施義務	有。実施条件を具備した法人又は個人の請求があり、以下の場合、國務院専利行政部門は、特許の実施を強制許諾することができる。 (1) 特許権付与日から3年、かつ特許出願日から4年を超えても正当な理由なく実施しない又は十分に実施しない場合。 (2) 特許権者による権利行使が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争法上の不利な影響が解消する又は減少させる場合。 (専利法第53条)
	⑲費用 単位 CNY (元)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 900 CNY 出願時の追加料金 31頁から300頁まで 50 CNY(各頁につき) 300頁を超える場合 100 CNY(各頁につき) 10項を超えるクレーム 150 CNY(各頁につき) 公開料 50 CNY 優先権主張料 80 CNY(各頁につき) 審査請求料 2,500 CNY 特許公告料 50 CNY

①国名	中華人民共和國 People's Republic of China (CN)														
特許制度	<p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年－3年次</td> <td>900 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>4年－6年次</td> <td>1,200 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>7年－9年次</td> <td>2,000 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>10年－12年次</td> <td>4,000 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>13年－15年次</td> <td>6,000 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>16年－20年次</td> <td>8,000 CNY(毎年)</td> </tr> </table>	年金		1年－3年次	900 CNY(毎年)	4年－6年次	1,200 CNY(毎年)	7年－9年次	2,000 CNY(毎年)	10年－12年次	4,000 CNY(毎年)	13年－15年次	6,000 CNY(毎年)	16年－20年次	8,000 CNY(毎年)
年金															
1年－3年次	900 CNY(毎年)														
4年－6年次	1,200 CNY(毎年)														
7年－9年次	2,000 CNY(毎年)														
10年－12年次	4,000 CNY(毎年)														
13年－15年次	6,000 CNY(毎年)														
16年－20年次	8,000 CNY(毎年)														
②①料金減免措置の有無	<p>有。以下の通りに規定されている。</p> <p>(1)対象者： (A)前年度の年収が4.2万(平均月収3500)元未満の個人； (B)前年度の納税所得額が30万元未満の企業； (C)政府系事業組織(事業単位)、社会团体、非営利型科学研究機構(法人)</p> <p>(2)免除幅： (A)個人又は企業並びに法人の場合、下記指定費用の85%を免除する； (B)2以上の個人又は企業並びに法人が、共同出願若しくは特許権の共有である場合、下記指定費用の70%を免除する</p> <p>(3)指定費用： (A)出願料(公報印刷料、出願追加料金を含まない)； (B)審査請求料； (C)維持年金(特許権付与初年度から10年以内の年金)； (D)拒絶査定不服審判請求料</p> <p>(専利費用徴収減免弁法 2016) (専利と回路配置設計費用徴収サービス指南 2021/12改訂)</p>														
②①PCTにおける国内料金減額措置の有無	<p>有。減額措置は次の通り。(中国国家知識産権局の公告・第98号)</p> <p>(1) 国家知識産権局を受理官庁とするPCT出願が中国国家段階に移行する場合： 出願料及び出願追加料金(公報印刷料は除く)が無料</p> <p>(2) 国家知識産権局により国際調査を行い、且つ国際調査報告書が作成されるPCT出願が中国国内段階に移行し、且つ実体審査請求を提出する場合： 審査請求料が50%減額される</p> <p>(3) 出願人が特許協力条約第二章により、国際予備審査請求を提出し、且つ国家知識産権局より国際調査報告書及び国際予備審査報告書が作成されるPCT出願が中国国内段階に移行し、且つ実体審査請求を提出する場合： 審査請求料が無料となる</p> <p>(4) ヨーロッパ特許庁、日本特許庁及びスウェーデン特許庁の国際調査機関より国際調査報告されたPCT出願につき、中国国内段階に移行し、且つ実体審査の請求を提出する場合： 審査請求料が20%減額される</p>														

①国名	<p style="text-align: center;">中華人民共和國 People's Republic of China (CN)</p>	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2020年改正、2021年6月1日施行 (実用新案は専利法中で「実用新案専利」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された特許権は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは専利代理機構に委任しなければならない。 (専利法第18条)
	⑦出願言語	中国語。 (専利法実施細則第3条、第39条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から10年。 (専利法第40条、第42条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (専利法第22条)
	⑩「グレースピリオド」	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。 (1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めてなされた開示 (2) 中華人民共和國政府が主催又は承認する国際博覧会における初めてなされる展示 (3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。 (4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。 (専利法第24条)
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学的発見 (3) 知能活動の規則及び方法 (4) 疾病の診断及び治療方法 (5) 動物及び植物の品種 (6) 原子核変換の方法及び原子核変換の方法を用いて得られる物質 (7) 不法に入手又は取得した遺伝資源により完成された発明。 (8) 物品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案ではない発明創造 (専利法第2条、第5条、第25条(1)～(5))
	⑫実体審査の有無及び審査項目	無。※方式審査、並びに考案の単一性に適合するか及び考案がそれ自体明らかでない不登録対象に該当しないかの予備審査のみ。 (専利法第40条、第31条、専利法実施細則第44条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (専利法第40条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後に公告(公開)される。 (専利法第40条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案権付与の公告の日から無効審判を請求することができる。 (専利法第45条)
	⑱実施義務	有。実施条件を具備した法人又は個人の請求があり、以下の場合、國務院専利行政部門は、実用新案の実施を強制許諾することができる。 (1) 実用新案権付与日から3年、かつ当該出願日から4年を超えても正当な理由なく実施しない又は十分に実施しない場合。 (2) 実用新案権者による権利行使が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争法上の不利な影響が解消する又は減少させる場合。 (専利法第53条)

①国名	中華人民共和国 People's Republic of China (CN)																									
実用新案制度	⑱費用 単位 CNY (元)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>500 CNY</td> </tr> <tr> <td>出願時の追加料金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31頁から300頁まで</td> <td>50 CNY(各頁につき)</td> </tr> <tr> <td>300頁を超える場合</td> <td>100 CNY(各頁につき)</td> </tr> <tr> <td>10項を超えるクレーム</td> <td>150 CNY(各項につき)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>80 CNY(各項につき)</td> </tr> <tr> <td>登録公告料</td> <td>50 CNY</td> </tr> </table> <p>[実用新案権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>年金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年－3年次</td> <td>600 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>4年－5年次</td> <td>900 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>6年－8年次</td> <td>1,200 CNY(毎年)</td> </tr> <tr> <td>9年－10年次</td> <td>2,000 CNY(毎年)</td> </tr> </table>	出願料	500 CNY	出願時の追加料金		31頁から300頁まで	50 CNY(各頁につき)	300頁を超える場合	100 CNY(各頁につき)	10項を超えるクレーム	150 CNY(各項につき)	優先権主張料	80 CNY(各項につき)	登録公告料	50 CNY	年金		1年－3年次	600 CNY(毎年)	4年－5年次	900 CNY(毎年)	6年－8年次	1,200 CNY(毎年)	9年－10年次	2,000 CNY(毎年)
	出願料	500 CNY																								
	出願時の追加料金																									
	31頁から300頁まで	50 CNY(各頁につき)																								
	300頁を超える場合	100 CNY(各頁につき)																								
	10項を超えるクレーム	150 CNY(各項につき)																								
	優先権主張料	80 CNY(各項につき)																								
	登録公告料	50 CNY																								
	年金																									
	1年－3年次	600 CNY(毎年)																								
	4年－5年次	900 CNY(毎年)																								
	6年－8年次	1,200 CNY(毎年)																								
	9年－10年次	2,000 CNY(毎年)																								
	⑳料金減免措置の有無	<p>有。以下の通りに規定されている。</p> <p>(1)対象者:</p> <p>(A)前年度の年収が4.2万(平均月収3500)元未満の個人;</p> <p>(B)前年度の納税所得額が30万元未満の企業;</p> <p>(C)政府系事業組織(事業単位)、社会团体、非営利型科学研究機構(法人)</p> <p>(2)免除幅:</p> <p>(A)個人又は企業並びに法人の場合、下記指定費用の85%を免除する;</p> <p>(B)2以上の個人又は企業並びに法人が、共同出願若しくは実用新案権の共有である場合、下記指定費用の70%を免除する</p> <p>(3)指定費用:</p> <p>(A)出願料(公報印刷料、出願追加料金を含まない);</p> <p>(B)維持年金(実用新案権付与初年度から10年以内の年金);</p> <p>(C)拒絶査定不服審判請求料;</p> <p>(專利費用徴収減免弁法 2016)</p> <p>(專利と回路配置設計費用徴収サービス指南 2021/12改訂)</p>																								
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	<p>有。減額措置は次の通り。(中国国家知識産権局の公告・第98号)</p> <p>・国家知識産権局を受理官庁とするPCT出願が中国国家段階に移行する場合: 出願料及び出願追加料金(公報印刷料は除く)が無料</p>																								

①国名	<p style="text-align: center;">中華人民共和國 People's Republic of China (CN)</p>	
意匠制度	②最新の意匠法施行年月日	2020年改正、2021年6月1日施行 (意匠は専利法中で「外視設計専利」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和國内のみ。中国において付与された意匠権は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	ハーグ協定締約国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは専利代理機構に委任しなければならない。 (専利法第18条)
	⑦出願言語	中国語。 (専利法実施細則第3条、第39条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から15年。 (専利法第40条、第42条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (専利法第23条)
	⑩「グレースピリット」	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。 (1) 国家緊急事態又は非常事態が発生したとき、公共の利益のために初めてなされた開示 (2) 中華人民共和國政府が主催又は承認する国際博覧会における初めてなされる展示 (3) 指定の学術会議又は技術会議での初めてなされる開示。 (4) 出願人の同意を得ることなく他者が漏洩したことによる開示。 (専利法第24条)
	⑪不登録対象	(1) 製品の全体又は一部の形状、模様又はその組み合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われていないデザイン。(専利法第2条) (2) 法律と公序良俗に違反する、又は公共利益を妨害するデザイン(専利法第5条) (3) 既存デザイン又は既存デザインの特徴的な組み合わせと比べて明らかに相違すること。 (専利法第23条) (4) 平面印刷の模様、色彩又は両者の組合せにより主に標識に用いるデザイン。 (専利法第25条)
	⑫実体審査の有無	無。※初歩審査において、方式事項のほか、意匠が明らかに不登録対象に該当しないか、単一性、明らかな新規性欠如等の実体審査が審査対象 (専利法第31条、第40条、専利法実施細則44条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (専利法第40条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。製品の全体又は一部のデザインに対して意匠出願することができる。 (専利法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出することができる。 (専利法第31条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願することができる。 (専利法第31条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公告(公開)される。 (専利法第40条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠権付与の公告の日から無効審判を請求することができる。 (専利法第45条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	中華人民共和国 People's Republic of China (CN)																			
意匠制度	⑳費用 単位 CNY (元)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>500 CNY</td></tr> <tr><td>優先権主張料</td><td>80 CNY(各項につき)</td></tr> <tr><td>登録公告料</td><td>50 CNY</td></tr> </table> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr><td>存続期間更新料</td><td></td></tr> <tr><td>1年－3年次</td><td>600 CNY(毎年)</td></tr> <tr><td>4年－5年次</td><td>900 CNY(毎年)</td></tr> <tr><td>6年－8年次</td><td>1,200 CNY(毎年)</td></tr> <tr><td>9年－10年次</td><td>2,000 CNY(毎年)</td></tr> <tr><td>11年－15年次</td><td>3,000 CNY(毎年)</td></tr> </table>	出願料	500 CNY	優先権主張料	80 CNY(各項につき)	登録公告料	50 CNY	存続期間更新料		1年－3年次	600 CNY(毎年)	4年－5年次	900 CNY(毎年)	6年－8年次	1,200 CNY(毎年)	9年－10年次	2,000 CNY(毎年)	11年－15年次	3,000 CNY(毎年)
出願料	500 CNY																			
優先権主張料	80 CNY(各項につき)																			
登録公告料	50 CNY																			
存続期間更新料																				
1年－3年次	600 CNY(毎年)																			
4年－5年次	900 CNY(毎年)																			
6年－8年次	1,200 CNY(毎年)																			
9年－10年次	2,000 CNY(毎年)																			
11年－15年次	3,000 CNY(毎年)																			
	㉑料金減免措置の有無	<p>有。以下の通りに規定されている。</p> <p>(1)対象者:</p> <p>(A)前年度の年収が4.2万(平均月収3500)元未満の個人;</p> <p>(B)前年度の納税所得額が30万元未満の企業;</p> <p>(C)政府系事業組織(事業単位)、社会团体、非営利型科学研究機構(法人)</p> <p>(2)免除幅:</p> <p>(A)個人又は企業並びに法人の場合、下記指定費用の85%を免除する;</p> <p>(B)2以上の個人又は企業並びに法人が、共同出願若しくは意匠権の共有である場合、下記指定費用の70%を免除する</p> <p>(3)指定費用:</p> <p>(A)出願料(公報印刷料、出願追加料金を含まない);</p> <p>(B)維持年金(意匠権付与初年度から10年以内の年金);</p> <p>(C)拒絶査定不服審判請求料;</p> <p>(專利費用徴収減免弁法 2016) (專利と回路配置設計費用徴収サービス指南 2021/12改訂)</p>																		

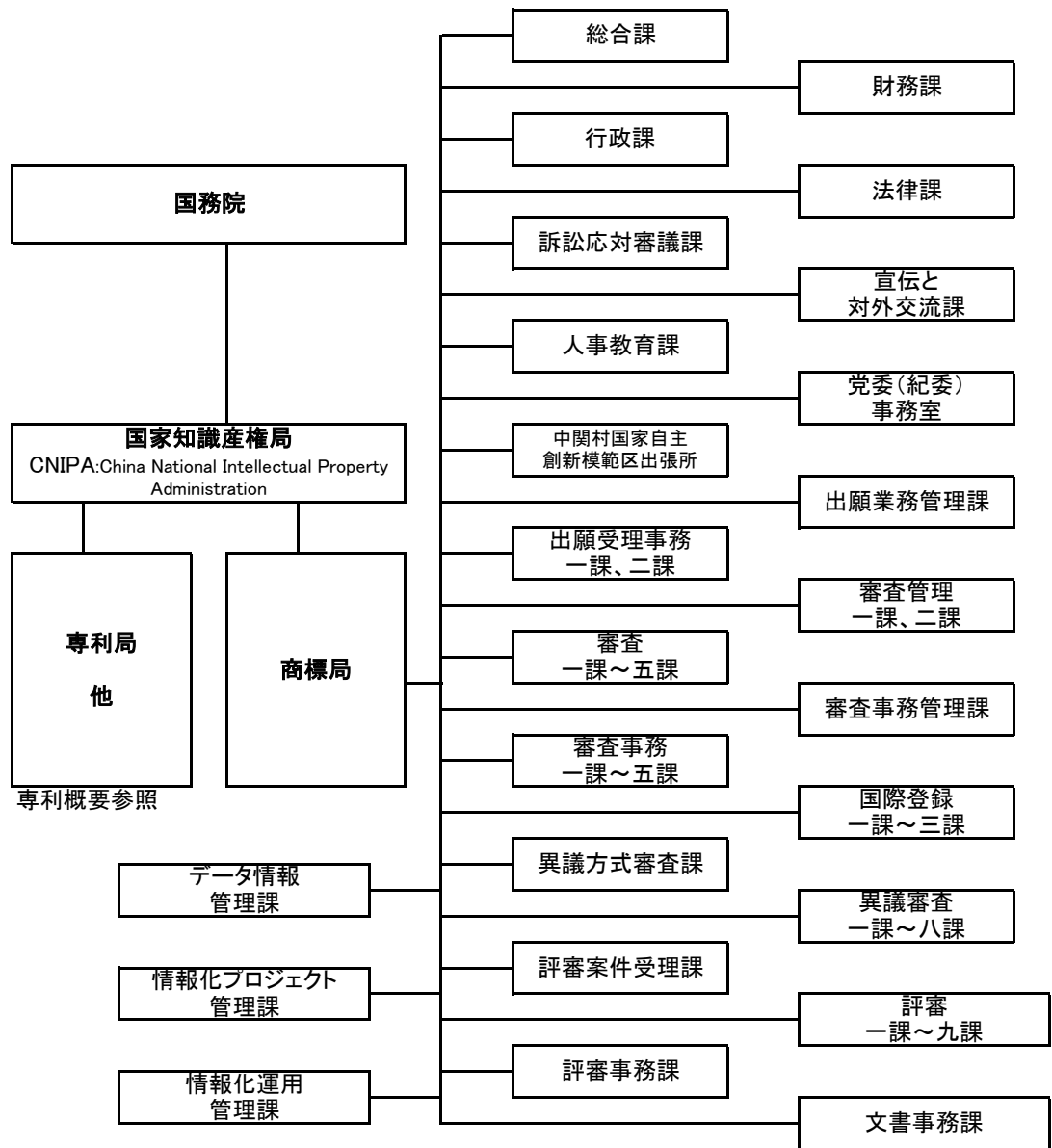
①国名	中華人民共和國 People's Republic of China (CN)																																																
②名称	China National Intellectual Property Administration (CNIPA) Trademark Office (中国商標局)																																																
③所在地	1 Chama Nanjie, Xichengqu 100055 Beijing																																																
④連絡先	(電話) (86 10) 63 21 95 91 (FAX) (86 10) 68 03 78 22 (E-mail) tonglei_1@cnipa.gov.cn																																																
⑤組織の長	Director General: Mr. Cui Shoudong																																																
⑥沿革	<p>(1) 1949年10月21日、中央人民政府政務院財政經濟委員会が設立され、私営企業局を開設するとともに、各大都市が新たに工商局を設立し、主に私営工商業を管理することになった。</p> <p>(2) 1950年7月28日、政務院より「商標登録暫行条例」が公布され、同年9月28日に中財委より「商標登録暫行条例実施細則」が公布された。</p> <p>(3) 1952年11月、財務院の許可を得て、中央私営企業局と外資企業局が合併し、中央工商行政管理局が設立された。</p> <p>(4) 1970年7月1日、中央工商行政管理局は、商業部と食糧部と購買販売協同総組合と合併し、商業部になった。</p> <p>(5) 1975年5月、商業部に工商管理局が設立され、主に工商行政管理業務を担当することになった。</p> <p>(6) 1978年、國務院より「工商行政管理総局の設立に関する通知」が公布され、商標局が設立された。</p> <p>(7) 1982年7月、國務院が機構改革のため、「中華人民共和國工商行政管理総局」から「中華人民共和國国家工商行政管理局」に変更された。</p> <p>(8) 1982年08月23日、第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて「中華人民共和國商標法」が採択された。次に、1993年02月22日、第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議における「中華人民共和國商標法改正に関する決定」による第一次改正が行われた。</p> <p>(9) 1985年03月19日に「パリ条約」に加盟した。</p> <p>(10) 2001年4月5日、「国家工商行政管理総局」に変更し、部長級に昇格された。</p> <p>(11) 2001年10月27日、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議における「中華人民共和國商標法改正に関する決定」による第二次改正が行われた。</p> <p>この2001年の改正により、商標として登録できる対象が拡大され、商標として登録できないものに関する規定が拡大され、周知商標の保護に関する規定が導入された。</p> <p>(12) 2013年8月30日に改正された中華人民共和國商標法が2014年5月1日より施行された。</p> <p>(13) 2014年4月29日に改正された商標法実施条例が2014年11月1日より施行された。</p> <p>(14) 2018年4月より、商標局は国家知識産権局(CNIPA)の下部機関となった。</p> <p>(15) 2019年4月23日に改正された中華人民共和國商標法が2014年5月1日より施行された。</p>																																																
⑦所管	商標																																																
⑧統計データ	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">出願件数</th> <th>2018年</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">商標</td> <td>全数</td> <td>24,530</td> <td>24,460</td> <td>22,360</td> <td>25,396</td> </tr> <tr> <td>(内 外国出願)</td> <td>24,469</td> <td>24,415</td> <td>22,334</td> <td>25,359</td> </tr> <tr> <td>(内 日本から)</td> <td>1,893</td> <td>1,874</td> <td>1,786</td> <td>1,785</td> </tr> <tr> <th colspan="2">登録件数</th> <th>2018年</th> <th>2019年</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">商標</td> <td>全数</td> <td>26,586</td> <td>27,559</td> <td>24,516</td> <td>26,521</td> </tr> <tr> <td>(内 外国出願)</td> <td>26,525</td> <td>27,504</td> <td>24,482</td> <td>26,486</td> </tr> <tr> <td>(内 日本から)</td> <td>1,899</td> <td>2,247</td> <td>1,973</td> <td>1,971</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典): WIPO IP Statistics</p>					出願件数		2018年	2019年	2020年	2021年	商標	全数	24,530	24,460	22,360	25,396	(内 外国出願)	24,469	24,415	22,334	25,359	(内 日本から)	1,893	1,874	1,786	1,785	登録件数		2018年	2019年	2020年	2021年	商標	全数	26,586	27,559	24,516	26,521	(内 外国出願)	26,525	27,504	24,482	26,486	(内 日本から)	1,899	2,247	1,973	1,971
出願件数		2018年	2019年	2020年	2021年																																												
商標	全数	24,530	24,460	22,360	25,396																																												
	(内 外国出願)	24,469	24,415	22,334	25,359																																												
	(内 日本から)	1,893	1,874	1,786	1,785																																												
登録件数		2018年	2019年	2020年	2021年																																												
商標	全数	26,586	27,559	24,516	26,521																																												
	(内 外国出願)	26,525	27,504	24,482	26,486																																												
	(内 日本から)	1,899	2,247	1,973	1,971																																												

①国名

中華人民共和國
People's Republic of China (CN)

⑫ 組 織

<組織図> 商標局は、國務院(State Council)の下、国家知識産権局(CNIPA)の下部組織



(出典): CNIPA HP (2022年10月13日時点)
URL: https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/jggk_1/

CNIPAの國務院直屬は2023年3月10日告示
URL: http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/11/content_5745977.htm

①国名	<p style="text-align: center;">中華人民共和國 People's Republic of China (CN)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019年4月23日改正(2019年11月1日施行)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された意匠権は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	マドリッド・プロトコール締約国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標。 (商標法第3条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、色彩の組み合わせ及び音声商標並びにこれらの組み合わせ。 (商標法第8条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。 (商標法第4条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第28条、第29条、第31条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。外国人又は外国企業は法に基づく商標代理機構に委託しなければならない。 (商標法第18条)
	⑪出願言語	中国語。 (商標法実施条例第6条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第39条、第40条)
	⑬グレースピリオド	有。国際条約又は中国との取り決めがある場合、外国出願の6月以内の優先権主張が可能。中国政府が主催又は承認した国際展示会における最初の使用については、出展日から6月の優先権主張が可能。 (商標法第25条、第26条)
	⑭不登録対象	<p>1. 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>(1)中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勲章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(2)外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。</p> <p>(3)各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。</p> <p>(4)実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授權を得ている場合は、この限りでない。</p> <p>(5)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p> <p>(6)民族差別扱いの性質を帯びたもの。</p> <p>(7)欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。</p> <p>(8)社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p> <p>2. 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(1)その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(2)商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(3)その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p> <p>3. 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、ある技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状でときは、これを登録してはならない。</p> <p>4. 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。</p> <p>同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>非同類又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>(商標法第10条、第11条、第12条、第13条)</p>

①国名	中華人民共和國 People's Republic of China (CN)																	
商標制度	⑮防護標章制度の有無	無。																
	⑯周知商標制度の有無	有。馳名商標として保護は、工商行政部門が摘発の過程で当事者が馳名商標を主張する場合、商標局が馳名商標を認定し、商標紛争の処理過程で当事者が馳名商標を主張する場合、商標評審委員会が馳名商標を認定し、商標に係わる民事、行政案件の審理過程で当事者が馳名商標を主張場合、最高人民法院が指定する人民法院は審理の必要性があれば馳名商標を認定することができる。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。 (1) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。 (2) 当該商標の持続的な使用期間。 (3) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。 (4) 当該商標の馳名商標としての保護記録。 (5) 当該商標が馳名であることその他の要因。 (商標法第13条、第14条)																
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第22条)																
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第28条、商標法实施条例21条)																
	⑲審査請求制度の有無	無。																
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。																
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たし、登録適格性を有するときは商標公報により公告される。 (商標法第27条)																
	㉒異議申立制度の有無	有。公告の日から3月以内に異議申立できる。馳名商標(第13条(2)(3))、地理的表示(第16条(1))、類似商標(第30条)、同日出願(第31条(3))、抜け駆け出願(第32条)等については先行商標権者又は利害関係人が判断すれば異議申立することができ、悪意のある出願(第4条)、不登録事由(第10条)、識別力欠如(第11条、第12条)等については何人でも異議申立することができる。 (商標法第33条)																
	㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第41条)																
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用の商標又は普通名称化した商標は、取消請求できる。 (商標法第49条)																
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。																
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)																
	㉗譲渡要件	商標権は、事業とは関係なく譲渡することができる。																
	㉘費用 単位 CNY (元)	<table border="1" data-bbox="451 1270 1433 1489"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 1270 981 1299">[出願から登録までに掛かる費用]</th> <th data-bbox="984 1270 1173 1299">電子</th> <th data-bbox="1176 1270 1433 1299">紙</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 1303 981 1332">出願料 1区分あたり、10の商品・役務まで</td> <td data-bbox="984 1303 1173 1332">270 CNY</td> <td data-bbox="1176 1303 1433 1332">300 CNY</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1337 981 1366">10を超える1商品・役務あたり</td> <td data-bbox="984 1337 1173 1366">27 CNY</td> <td data-bbox="1176 1337 1433 1366">30 CNY</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="451 1370 1433 1400">[商標権の維持に掛かる費用]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1404 981 1433">存続期間更新料 1区分あたり</td> <td data-bbox="984 1404 1173 1433">225 CNY</td> <td data-bbox="1176 1404 1433 1433">250 CNY</td> </tr> </tbody> </table>		[出願から登録までに掛かる費用]	電子	紙	出願料 1区分あたり、10の商品・役務まで	270 CNY	300 CNY	10を超える1商品・役務あたり	27 CNY	30 CNY	[商標権の維持に掛かる費用]			存続期間更新料 1区分あたり	225 CNY	250 CNY
[出願から登録までに掛かる費用]	電子	紙																
出願料 1区分あたり、10の商品・役務まで	270 CNY	300 CNY																
10を超える1商品・役務あたり	27 CNY	30 CNY																
[商標権の維持に掛かる費用]																		
存続期間更新料 1区分あたり	225 CNY	250 CNY																
	㉙料金減免措置の有無	無。																